

戦後教育改革における教員身分保障制度成立に関する研究（Ⅱ）

—教員身分法制定構想の展開過程を中心に—

嘉納英明*

A Study on the Guarantee of the Teachers' Status System in the Educational Reforms of Post-War Japan (Ⅱ)

—An Analysis of the Law for Regulations Concerning Educational Personnel—

Hideaki KANO

(Received Oct, 30, 1992)

This paper is the second volume of a study that investigates the process in which the law for Regulations Concerning Educational Personnel was formulated.

The specific objective of this study is to make clear the process of formation of the Law for Regulations Concerning Educational Personnel, especially the relations of the Collective Agreement which was concluded between the Teachers' Union and the Minister of Education and the Regulations Concerning Educational Personnel.

I 本稿の目的

本稿は、戦後初期における教員の身分保障制度の形成過程を教員による労働基本権の行使及び政治活動の自由の側面からの分析を通じて戦後教育改革の性格を明らかにする一作業であり、先に発表した論稿の続篇である（拙稿「戦後教育改革における教員身分保障制度成立に関する研究（Ⅰ）—労働協約の締結過程と内容分析を中心に—」熊本大学教育学部教育制度・学校経営研究室『教育行政学研究第2号』1993年1月）。

先の論稿において、筆者は、GHQの初期対日労働政策の強力な推進のもとで“教育労働者”として覚醒した教員が組合を結成したのち、自己の権利実現に向けて闘争した末に文部省との間で労働協約を締結するまでの軌跡を描いた。戦後初期における協約の締結は、労働法制に立脚した教員の身分地位保障制度がすでに確定していた事実を意味するものにほかならず、それはまた“教育労働者”としての権利行使の結果、具体的法制度と

して結実していたことを如実に示すことにもなった。しかも、教員が自らの地位・身分に関する決定に参加しうる行政参加制度の原則が確立していたことは注目されるべきものであった。

本稿では、これに引き続き戦後初期における教育労働運動を実質的に支え、また労働法制による教員の身分地位保障制度（労働協約）の確立を可能ならしめた教員の労働基本権の行使及び政治活動の自由に関して政策立案当局がいかなる視点でとらえ、これにたいしていかなる法的対応を準備したのかという政策レベルに焦点をあてて検討したい。そこで次の二点を本稿の中心課題とする。まず第一に、教育労働運動にたいする政策立案当局の対策の意図を明らかにしたうえで、当局内部で準備される特別身分保障制度（教員身分法案）がいかなる目的をもって構想されたのかを検討する。第二に、教員組合が闘争し獲得した労働協約締結の既成事実が、立案中の教員身分法案にたいして具体的にいかなる影響を及ぼしたのか、また

* 沖縄県具志川市立兼原小学校（琉球大学教育学部非常勤講師）

協約締結をめぐる教刷委・文部省と教員組合との間にいかなる確執がみられたのかを叙述したい。

以上、本稿の課題を設定したが、これらは先の論稿のなかで述べたように戦後改革が「矛盾と対立をはらむ複合体」として進展したのであれば、政策立案・実施ルートに少なからず影響を与えた他の改革主体の動向や改革構想（本研究では、特に、教育労働運動ならびに教員の政治活動）の視角から戦後教育改革に迫ることもその全体像把握のためには重要な研究課題として残されているという問題意識に基づいたものであることを記しておきたい。

II 戦後教育労働運動と教員の労働基本権

(1) 日本支配層の教育労働運動対策

敗戦後、GHQの初期対日労働政策は、労働組合法の制定（1945年12月22日）に基づく労働組合の育成助成策を起点として出発した。それは、経済闘争を主眼とした「労働組合主義」を根本方針に据えたものであったが、結成初期の教員組合は、教育の民主化と教員の生活権の保障を当面の闘争課題と位置づけながらも、闘争が深まり“教育労働者”として自己規定していくなかで、次第に教育・経済闘争から政治闘争の場へ傾斜していくのであった。こうした高まる教育労働運動の情勢のなかで、文部省は教員組合の動向に関して当初から厳しい見解を再三表明していた。

1945年11月12日、文相就任前の安倍能成は、教員の自主性尊重と経済的な生活保障の確立を説いていたが⁽¹⁾、教育労働運動が全国的に高揚してくると「教員が労働組合を作ることは疑わしい。組合への干渉はやめることはできぬ⁽²⁾」（1946年5月4日）と放言、全日本教員組合（全教）をして安倍文相追放を叫ばしめている。また、田中耕太郎学校教育局長（1945年10月15日就任）は、例えば、土浦市霞ヶ浦学園の学校管理闘争問題の処理の際、茨城県の視学官を上京せしめて早期解決を命じ、同時に「学校には不動の秩序あり、労働争議を模倣するのは根本的にまちがいである」（1946年4月16日）との態度を表明していた⁽³⁾。このように文部省は、教員が他の労働者と同等に労働組合法の適用を受けて組合を結成し権利闘争を深めていくことにたいして憂慮したが、田中局長が

文相に就任すると、その組合対策はさらに露骨になった。

1946年5月23日、文相に就任した田中耕太郎（第一次吉田内閣）は、7月6日の閣議において、労働関係調整法案（以下、労調法案と略す）の修正による官公私立学校教職員の争議行為の禁止を画策したのみならず、第90回帝国議会貴族院（6月24日）における答弁のなかでは、教員組合の「政治化」を問題視し、非政治的で隠健な「職能団体」の育成を意味する、組合の「健全な発達」を強調したのであった⁽⁴⁾。こうした教員の争議行為や政治活動にたいする懸念は、田中文相のみにもみられるものではなく、政府内における主流な見解であった⁽⁵⁾。しかも教員の政治活動に関する政府の議会答弁からいえることは、教員が、労働組合法に基づいて権利を行使することを否定したいが、さりとしてできぬジレンマをみせ、特に、教員組合が公に「政治活動」をすることに強いは強い懸念を表明していたのである。

一方、都教協（東京都教職員組合協議会、1946年4月26日結成）は、7月9日の業務管理報告臨時大会（於・四谷第六国民学校）において、教員の争議権を禁止する労調法案の議会上程反対の決議を採択していた。「決議文」は、次の三つの理由により同法案の議会上程に反対している⁽⁶⁾。

1. 同法案は労働者の罷業権を全面的に抹殺せんとするものであり、殊に教員の争議行為を禁止せんとするは事実上教育労働組合を否定するものである。
2. 争議弾圧法たるの性格を明確に露呈したる同法案は教育労働者の労働権及生活権を否定するものである。
3. 同法案は教育の民主化を阻み且ポツダム宣言に規定された基本的人権を蹂躪するものである。

他方、日教労（日本教育労働組合、1946年6月26日結成）は、同日発表した「声明書」のなかで、田中文相にたいして「教育労働者から争議権を奪ひ、経済的社会的政治的自由と人権生活権労働権のための闘争を否定して教育労働者を奴隷的状态にとゞめるだけでなく、日本の教育そのものを特権階級のための人民の奴隷化に役立たせようとする⁽⁷⁾」ものであると厳しく批判し、同法案にたいして断固反対する態度を示した。

教員組合の反対決議のなか、GHQ労働課は当初より労働組合育成方針をとってきたがゆえに、ついに、閣議再修正を内閣に命じたのであった。GHQの労調法案閣議修正の反対理由としては、①公益事業（警察官吏や消防職員など）の争議行為は、日常生活に著しい障害を与えることを抑える趣旨であるが、教員の争議行為は日常生活に著しい障害を与えるものではない、②米国各州では教員の争議行為は禁止されていない等があげられた⁽⁸⁾。結局、田中文相は労調法案の閣議修正によって教員の争議権禁止を試みたのであったが、GHQの圧力により挫折した結果となったのである。

したがって、1946年9月27日公布の労調法は、「警察官吏、消防職員、監獄において勤務する者その他国又は公共団体の現業以外の行政又は司法の業務に従事する官吏その他の者は、争議行為をなすことができない」（第38条）とされたが、厚生省の通牒「労働関係調整法の施行について」（10月14日）は、「行政司法事務でも現業でもない職務に従事する者、例えば官公立学校教職員、官公立各種試験所の従業員」を、「本条の禁止から除外されるもの」とした。よって、成立した労調法のもとにおいては、公務員たる教員の争議行為は禁止されないものと解釈されたのである。これによって、文部省は教員と他の労働者の労働基本権を区別・制限する法制上の根拠はもたないことになった。

(2) 文部省・日本側教育家委員会の教員組合観
教員組合が労調法案の閣議修正反対決議をしているなかにおいても、田中文相は一貫して教員の争議権にたいして否定的な見解を繰り返していた⁽⁹⁾。それは、彼のカトリシズムに基づく秩序意識と反左翼的自由主義とがその根底にあったからだと思われる。

田中文相は、敗戦による道徳や風俗の荒廃を鑑みて、教育者が第一になすべきことは、「国民の道義の振興」、「道徳的文化的水準の向上」にあることを主張していたのであるから⁽¹⁰⁾、先の学校管理闘争のごとく教育現場が政治的闘争の場と化すことについて懸念を表明したのも当然のことであった。また、田中は、教員の学校外における政党・政治活動を基本的に容認する姿勢をみせたが⁽¹¹⁾

「教育界を政治の闘争場たらしめる事は断じて許すべきではないと考へる⁽¹²⁾」のであった。それは、「教育の政治的中立」を主張する田中の思想に基づくものである⁽¹³⁾。

以上の田中文相の見解からいえることは、教員の争議権の禁止を図ったのは、争議行為そのものが教育現場を混乱に陥らせ、政治闘争の場となることを危惧したからであったといえるが、単にそれだけではない。田中文相を含め文部省及び日本側教育家委員会は、教員が組合を結成し運動を展開すること自体を基本的に受け入れることができなかつたものと思われる。それは、次の日本側教育家委員会ならびに文部省の文書によって理解できる。

A. 「米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会の報告書」（1946年2月）

戦後まもなく、「使節団ニ協力スベキ日本教育家ノ委員会⁽¹⁴⁾」として組織された日本側教育家委員会（委員長南原繁東京大学総長、総勢31名の委員）は、「米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会の報告書⁽¹⁵⁾」を作成した。そのなかの「四. 教員協会又は教育者連盟に関する意見」で次のように述べている。

教員協会あるいは教育者連盟は、「憲法の保障せる結社の自由に基づき協力互助の精神に則りて構成せらるる教員の自発的自治団体たるべきもの」であり、その目的は、(1)生活条件の改善、地位の安定、(2)智能の研磨、徳操の涵養、社会奉仕の向上、(3)教育制度の革新、教育内容の充実、学校運営の民主化、(4)福祉増進、相互扶助を推進するものだとされた。

特に、「意見」のなかで注意すべき点は、「教員協会又は教育者連盟と労働組合」との関係について述べた箇所である。そこでは、「教員協会又は教育者連盟は待遇改善を主要目的とする限り其の性根に於て普通の労働組合と略同様」であるとしながらも、「現存せる教員組合にして労働組合法に準拠して設立せられたるもの少からざる実状にあり、併しながら教員は基の職責上青少年の訓育指導に当るべき重大使命を有することに鑑み、協会又は連盟の目的達成手段は常に慎重隠健を旨とし戯に軽挙盲動を戒め、労働争議に類するが如き行動は努めて之を避くることを要す」と述べて

いる。教員の労働組合運動、とりわけ労働争議にたいする日本側教育家委員会の消極的もしくは否定的な態度がうかがわれる。

B. 「新教育指針」(1946年5月21日)

次に、文部省の「新教育指針」を検討してみたい。「指針」は、職能団体としての教員団体の育成を唱えつつ、「かたよらぬ立場」、いわば「教育の中立性」を強調し、教育者精神と教育者の使命感を述べるのであった。そして、新しい教師は生活改善にも関心をもつが本質的には、「教育の本質」を歩む「先覚者」として教育者精神の具現者でなければならないとした⁽¹⁶⁾。

「指針」は、「かたよらぬ立場」の中味については言及していないが、当時の文部省教科書第一編集課長であった石山修平(東京文理大学教授)は、この点に関して、「すべての政党を超越しながら、すべての政党の動向に深く注意し、その時々の実際政治に則して、真に正しい政策を掲げ実行する政党を支持するやうにすべきである」としながらも、「公人たる官公吏がつねにその時の政府の政策の忠実な実行者である」との同様に、「教育者はいかなる政府に対しても忠実な機関たるべきものである」と論じている⁽¹⁷⁾。要するに、「かたよらぬ立場」(これを「教育の政治的中立」と言い換えてもよい)とは、その時の政府の政策に忠実であることを意味していたのである。

以上のことから、文部省の「指針」及び日本側教育家委員会の「報告書」は、職能団体たる性格をもつ教員団体の育成を強調し、教員の争議行為については消極的な見解をもっていたといえる。先にみたように、田中文相が教員組合の「健全な発達」を述べていたが、それはまさしく政治的には隠健な職能団体としての教員団体を意味するものであったといえよう。このように検討してみると、戦後初期の段階から、文部省・日本側教育家委員会は、教員の労働組合運動・政治的活動を基本的に容認できなかったといえる。

Ⅲ. 教員身分法制定構想の展開

(1) 教員身分法構想の胎動

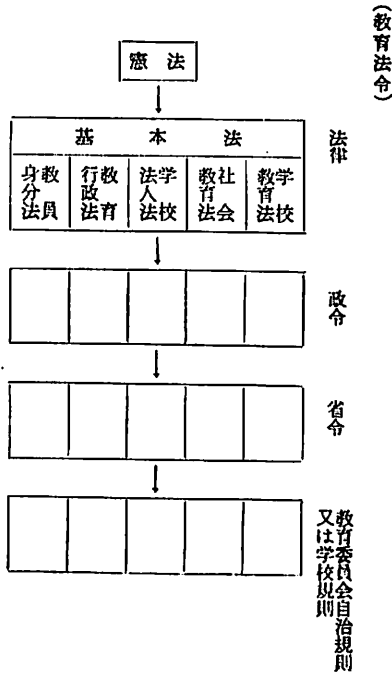
1946年3月5日に来日した第一次米国教育使節団(G. D. ストダード団長、総勢27名)は、その「報告書」のなかで、「教師の最善の能力は、自

由の空気の中においてのみ十分に現わされる。この空気をつくり出すことが行政官の仕事なのであって、その反対の空気をつくることではない」と勧告した。そのうえ、「教員組合をはじめ、あらゆる種類の教師の団体は、これを組織する自由を与えられなくてはならぬ」として、対日労働政策の基本方針と一致しうる見解を打ちだしていたのである。このように、初期対日占領政策は教員組合の結成を推進するものであったが、これまで明らかにしたように当時の日本の政策立案当局側は、占領政策の定着をはかるといよりも、それに抗して、押しとどめるように働いていたといえるであろう。

ところで、労調法案の修正とその成立に失敗した田中文相は、一方では、教員の地位・権利に関する特別身分保障法(教員身分法)を構想していた。しかも、同法は、教員にたいする労働法の特別法としての性格が構想初期の段階から看取される。

1946年9月20日、教育刷新委員会(以下、教刷委と略す)第3回総会において、田中文相は、教育基本法の全体構想を示し、そのなかで「学校教師の使命に鑑み」、教師の身分保障・待遇の適正を唱えたのであった⁽¹⁸⁾。その後、文部省大臣官房審議室は⁽¹⁹⁾、田中文相の構想を具体的に進めていき、9月25日には、教育基本法の制定にともなう関連法規の検討事項ともいべき「教育基本法制定に当って考慮すべき事項⁽²⁰⁾」を作成している。同文書は、「学校教育の公共性」の項目で、「2. 学校教師身分法要綱案の作成 使命、服務、資格、分限(身分の保障)、懲戒、待遇、組合」を掲げた。ここで初めて「学校教師身分法」という名称が登場している。また同時期、審議室が作成した「学校教師(員)身分法に関する問題点⁽²¹⁾」(9月29日)は、「A. 制定の必要の有無、B. 制定の方法、C. 内容、D. 関係法令」の四つの大項目から構成され、それぞれ具体的な検討課題を掲げている。

まず、「問題点」の「A. 制定の必要の有無」の項目のなかに、学校教師(員)身分法が「教育基本法の下位法として」位置づけられている点に注意を要する。これは同年12月21日付の「教育基本法要綱案⁽²²⁾」に記載されたように(次頁図参照)、教員身分法なる法律が他の「学校教育



法（仮称）」、「社会教育法（仮称）」、「学校法人法（仮称）」、「教育行政法（仮称）」とならんで、教育基本法の下位にくる五大基本法のひとつとして構想されていたことを裏付けるものである。教育基本法の審議を担当した教刷委第1特別委員会第11回会議（1946年11月12日）における基本的な確認事項としても、教育基本法は「他の教育法令（五大基本法以下を示す一筆者）と総合一体化されて、教育法令の体系をつくるのである。基本法はそれらの教育法令をまとめしめくる法律と考えたい²³⁾」としている。

さて、「問題点」の学校教師（員）身分法は、教師の使命、職務、身分保障、待遇の適正、教育の自由・自主性をその内容とするものであったが、一方、教師の組合、不適格教師の排除も検討課題となっていた。特に「問題点」のなかで注目される点は、同法が労働基準法及び労働組合法の特別法として構想され、教員組合への労働法制的適用については消極的もしくは否定的であったということである。

「問題点」は、「A. 制定の必要の有無」の項のなかで、次の点を掲げている。

3. 労働基準法に対する特別法として

1. 労働基準法案は適用事業として「教育、研究又は調査の事業」としている。教職を労働と考えてよいか。

ロ. (略)

4. 労働組合法に対する特別法として

イ. 教員組合と経済の興隆を目的とする労働組合との差異

ロ. (略)

以上のことから、当時、労働組合法が公布・施行され、GHQの労働組合の結成奨励策が強力に推進されているなかで、文部省は、教員の労働基本権のみ（とりわけ争議権）を制限することは困難であると判断し、特別法たる教員身分法の制定により教員にたいする労働法の適用除外を構想していたといえる。しかしながら、まだこの段階では、具体的な法案は構想されておらず、実際に具体的な法案が打ちだされてくるのは、労働運動が急速に高まりゼネスト攻勢の色彩を帯びる1946年の秋以降である。

その労働運動が全国的に高揚するなかで開催された教刷委第1特別委員会第8回会議（1946年11月1日）の席上、田中二郎（東京帝国大学法学部教授、文部省大臣官房審議室参事事務取扱）は教員身分法の立法構想として次のような発言をした²⁴⁾。

学校の教師は公務員としての性格を持つものであって云々といふ所は、これは大体教員身分法といふやうなものを考へたらどうか。これは官吏たる教員の場合には官吏法の一の特例的な措置で、それから私立の学校の教員の場合には現在の労働組合法とか労働関係調整法とか、労働基準法といふものに対する特例として、両方から特例として教員といふ身分に付て特別な考へ方を作って行く。それは一種の公務員的な性質を持つものだといふことにして、その教員の使命とか、或は任務の保障とか、或は待遇の問題、将来恩給の問題とかいふやうな問題迄その中に取込んで規定して行ったらどうでせうか。

組合の問題などに付きましても、今のやうな労働組合法による組合といふやうな形ではなくて、教員の使命に鑑みた特殊の組合といふもので、やはり生活保障を助長し得るやうな方法を考へて行かなければならない。さういふ一連の

考慮から教員身分法といふものを作って行ったらどうか……

田中参事はすでに、10月2日の文部省議で身分法担当者として決定されており、同法の構想は彼が幹事となっている臨事法制調査会の官吏法制定と関連しつつ進めたものであるといえる。田中参事の身分法構想は²⁵⁾、上述の発言からも理解されるように、教員の使命・任務の保障・待遇・恩給等を構想している反面、労働法の教員組合への適用に関しては消極的であることがわかる。

それから一週間後の教刷委第10回総会(11月8日)において、ゼネスト体制に向かう教員組合運動にたいして渡辺鎮蔵委員より緊急動議が発せられた。渡辺委員は緊急動議のなかで、教員組合のストライキへの動向に憂いを表わし、特別委員会を設置して、そこで組合運動を検討することを提案した²⁶⁾。渡辺委員の提案は、第14回総会(12月6日)において取りあげられ、そして、安倍能成委員長は第6特別委員会設置を提案したのであった。安倍委員長の提案は可決され、よって、渡辺委員を主査とする同委員会が設置されて、教員の身分待遇及び教職員団体に関する具体的な検討に入ることになった²⁷⁾。

渡辺委員の緊急動議は、第6特別委員会の設置を促すことになったが、引き続き総会においては、教員の問題に論議が集中した。特に、第11回総会(11月15日)ならびに第12回総会(11月22日)における山崎匡輔文部次官の「教職員の特異性」の主張は注目される。

ただ教職にある者は、普通の人間と違いまし、そう脂染みた洋服ばかりも着て居れない。威儀も相当に整えなければならない。不断の家庭におきましても、無論教員たるの資格に相応しい行動を執らねばならぬ。その他に研究費として相当書物も買わねばならぬ。これらの点を考慮致しまして、文部省と致しましては、その教職員の特異性ということを考えまして、種々の対策を考えて居るのであります……

(第11回総会)²⁸⁾

学校の教職にある者は、普通の労働者と違っておるのであって、各々相当の品位を保ち、教養も積み重ねて進んで行かなければ相成らない。従って、現下こういうような経済事情に於きま

しては、そういうように品位を保ち、なお教養のため書物を買ひ、或は種々左様な教養を積むという上に於ても、それだけのゆとりがないという教職員の特異性を強調致しまして、大蔵省に折衝致しているのであります。

(第12回総会)²⁹⁾

山崎次官の発言から、「教職員の特異性」を強調して、「教員」と「普通の労働者」を区別しようとしていることが理解されるであろう。全般的に諸討議のなかでは、労働組合法の適用を受けない職能団体としての教員団体の提唱や「教職の特異性」を強調することで、教員を他の労働者と区別していこうとする態度が看取される。これらは、文部省及び教刷委の教員団体に関する見解の基調となるものであった。

(2) 教員身分法構想の具体化

さて、2・1ゼネストにむかう緊迫した情勢のなかで、教刷委第6特別委員会は12月12日から審議を開始し、四回の集中審議を経て12月20日の教刷委第16回総会に中間報告を提出した³⁰⁾。下に掲げるものは、その抜粋である。

第一は教員の特殊な使命に鑑み、教員はすべてこれを公務員とし、官公私立学校の教員を通じて原則として共通の取扱をすること。

第二は教員については官級の区別を設けず、各級の学校教員について適当な名称(例えば訓導、教諭、教授等)を附すること。

第三は教員の資格、任免、服務、分限、懲戒、給与、その他の待遇について、特別の考慮を払うこと。特に教員の身分を保障するための適当な措置を講ずること。私立学校教員の恩給の途については、恩給財団の制を整備すること。(略)給与については、少くとも官吏と同等、若くはそれを下らざる、露骨に申せばそれ以上の待遇を与えられるように願いたい。

第四には教員には一定の停年制を設けるとともに弱者整理のための審査制を設けること。

第五は教員の団結権並に団体交渉権は当然これを認むべきであるが、教員の特殊な使命に鑑み、一般労働者のそれとは区別して、教員にふさわしい特別の制度を設けること。新憲法に依って、団結の自由、これに参加する自由はもちろん認められているのであります、しかしそ

れを実行する場合に必ずしも労働組合法とか、そういうものに準じて教育者が労働者として取扱われて、それに依って自分の生活を、俗に言う労働条件の要求を貫徹する、団体交渉をするのにそういう方法によってのみするのは相応しくない……（以下、略）

以上の中間報告の趣旨を簡潔に記せば、①教職の特殊性ゆえに、官公私立学校教員を公務員とすること、②適当な職名、③教員の身分及び待遇の保障、④教職適格審査制度の設置、⑤教職の特殊性により、「教員にふさわしい」労働基本権の行使のあり方、であるといえる。とりわけ、問題となっているのは、「教職の特殊性」を根拠に教員の労働基本権を制限する点にある。

さらに、第6特別委員会は第17回総会（1946年12月27日）において「教員身分法（仮称）制定に関する要綱」（以下、「要綱」と略する）を報告した。この「要綱」は、1947年4月11日の建議、「教員の身分待遇及び職能団体に関すること」の骨子となったものである。「要綱」のうち、「教員の団結権及び団体交渉権」に関する部分は次のとおりである³¹⁾。

教員の団結権及び団体交渉権（複数意見のまま提出）

1. 教員の争議行為は、教員の特殊な身分を考えると好ましくはないが、現在の教員の処遇のまま教員に労働組合法に規定する争議権を認めないことは考慮を要すること。
2. 教員の争議行為は、教員の特殊な身分を考えると好ましくないので、労働関係調整法第38条の争議行為をすることができないものの中に教員を加えること。
3. 左のような教員連盟を組織すること。

1) 目的

- (イ) 知能の研磨、徳操の涵養
- (ロ) 教育制度の改革、教育内容の充実及び学校運営の民主化
- (ハ) 生活条件の改善及び地位の向上
- (ニ) 福祉増進及び相互扶助

2) 組織

教員連盟は一定地域内の各級の学校に勤務する教員を以て組織し、縦横の連合会を組織することができるものとする。

3) 団体交渉

教員連盟はその目的を達成するため団体交渉をなし又は団体協約を締結することが出来るものとする。団体交渉によってこの目的を達成することができないときは教育委員会の調停又は仲裁を請求することができるものとする。但し教育を停滞せしめる争議行為をすることはできないものとする。

4) 教員連盟と労働組合法による教員の組合との関係

教員が教員連盟の外に団結権及び団体交渉権を利用して生活条件の改善及び地位の向上のみをはかろうとする場合に、労働組合法のみによって純然たる闘争的団体として教員組合を組織することは妨げないこと。

「要綱」からいえることは、この時点では、教員の争議権の行使に関しては、委員会内部でも共通した見解を打ちだすことができず、流動的であったということである。そのために「要綱」が、「（複数意見のまま提出）」としていることも理解できよう。「要綱」は、労働法第38条の規定のなかに、教員を加えよ、という意見や職能団体としての性格が強い教員連盟の育成助長策を主張し、さらに教員連盟には争議行為を認めないとしている反面、労働組合法による教員組合の組織化を承認している等、委員会内における見解の対立が明らかに認められる。

一方、教刷委内部で論議されている教員身分法にたいして、全教協は、機関紙「週間教育新聞」のなかで批判を展開していた（1947年1月6日）。山本正三は、「断固粉碎せよ 教員身分法制定の陰謀」と題して、教員身分法制定の意図を次のように分析している³²⁾。

田中文相が、教員の労組活動を否認しつゞけ、身分的にしぼりつけようとする底意は、教員を相かわらず保守的な鑄型の中にはめこみ、これを通じて少国民に帝政思想をつぎこもうとするからに外ならない。「教員身分法」は、性こりもなく教員労組の罷業権剥奪を眼目としているが、罷業をやつてよいか悪いかは、教員の自主的判断にまかせればよい。頭からこれをうばい去ることは、基本的人権の重大な侵害である。

皮肉にもこのような陰謀をたくらむ反動主義者に対して、断固抗争するためにこそ罷業権の確保は絶対必要である。「教員身分法」によつて教育者を拘束することは、教育そのものを拘束することであり日本人民の判断能力を永遠に不具化し中世的迷妄の泥沼に再び引ずりこむであろう。

全教協の「批判」の核心は、教員身分法の制定の目的が、教員（組合）の罷業権剥奪にあることを指摘している点にある。その意味では、「批判」は至極妥当であるが、同法が他面、教員の身分保障及び待遇の適正を目的とするものでもあったから、「批判」のいうように全面的に法案の否定はできない。

以上の検討から、文部省及び教刷委は教員組合の動向に消極的もしくは否定的な見解を表わし、教員組合については労働法の適用を除外する手段として教員身分法を位置づけ構想するものであった。特に、「教職の特殊性」を強調することによって、教員の労働基本権の制限を図るという動きがみられる。このように、文部省・教刷委は「教育の政治的中立」の確保のために、教員の労働基本権を規制して組合運動の鎮静化をねらい、隠健な職能団体の育成を強調する面がみられる。しかしまだ、この時点では、委員会内の見解は流動的であったといえる。

IV. 労働協約の締結と教員身分法案

(1) 教員身分法（要綱案）の内容と基本的性格
教刷委第6特別委員会が、「教員身分法（仮称）制定に関する要綱」を教刷委第17回総会（1946年12月27日）に報告した時期、文部省官房審議室は、この報告に付属する参考資料として「教員身分法案要綱案⁽³³⁾」（以下、「要綱案」と略する）を作成した。先に検討した「要綱」は、「複数意見のまま提出」としていたように、教員の団結権及び団体交渉権については、教刷委内部でも共通した見解が打ちだされていないものであった。しかし、本項で検討する「要綱案」は、「要綱」作成後、文部省と教刷委の共通見解が得られ、法案としての体裁が整ったものであると考えられる。そこで、「要綱案」を分析することによって、労働協約締結前の初期の教員身分法の法的性格と内容

を明らかにしたい。

「要綱案」の構成は、以下のとおりである。

- | | |
|-----|-----------------------|
| 第1 | 総則的規定 |
| 1. | 本法の目的 |
| 2. | 教員の定義及び身分 |
| 3. | 教員の区分及び種類 |
| 第2 | 任用 |
| 4. | 任用資格 |
| 5. | 任命手続 |
| 第3. | 分限 |
| 6. | 身分の保障 |
| 7. | 休職の制限 |
| 8. | 減俸の制限 |
| 9. | 転職の制限 |
| 10. | 教員の審査 |
| 第4 | 服務 |
| 11. | 教員服務規律 |
| 12. | 研究の自由 |
| 13. | 再教育又は研修 |
| 第5 | 懲戒 |
| 14. | 懲戒の方法及び懲戒罰 |
| 第6 | 俸給その他の待遇 |
| 15. | 俸給 |
| 16. | 昇給 |
| 17. | 恩給 |
| 18. | 労働基準法の適用除外 |
| 第7 | 教員の団結権及び団体交渉権 |
| 19. | 教員連盟 |
| 20. | 労働組合法の適用除外 |
| 21. | 団体交渉権 |
| 22. | 労働関係調整法の適用除外 |
| 参考 | 4. 任用資格 6. 身分の保障 |
| | 10. 教員の審査 15. 俸給 |
| | 19. 教員連盟 |

まず、「要綱案」で定義する教員とは、学校教育法（1947年3月31日成立）の定める学校の教員であり、「官公私立の学校に通じて教員はすべて特殊の公務員としての身分を有する」との認識に立つものである。すでに、官公立学校教員と私立学校教員を教員身分法で一括して取り扱うという考えは、田中耕太郎の構想にみられるものであ

た³⁴。

本法案は、「教員の身分が特殊なること」を強調し、「教員の種類、任用、資格、分限、服務、懲戒、給与その他の待遇、団結権、団体交渉権等について一般公務員に対する特則を設けること」を目的とする（第1 総則的規定）。なお、本法案には、「教員の身分が特殊なること」の具体的な説明はない。

「要綱案」は概して教員の身分保障、研究・教育の自由を具体的に実現するための規定がみられる一方、教員組合運動対策の性質を強く帯びる法案である。以下、「要綱案」を、①教員の地位・身分保障の規定と、②教員の適格審査及び労働基本権の制限規定に分けて検討することにしたい。

① 教員の地位・身分保障の規定

第一に、教員の任用に関して概説する。教員の任用資格としては、「一定の教員資格を有する者」及び「一定の欠格原因を有しない者」とされ、任命手続についても小学校・中学校教員の場合は「都道府県教育委員会の議によりこれを任命」、高等学校教員の場合は「地方教育委員会の議により、これを任命」、「大学の教授、助教授及び助手は、その大学又は学部の教授会の議により大学総長又は大学長がこれを任命」するものとされた。任命権者の先決権に委ねられることなく、合議制機関の「議により」任命手続が行なわれることになったわけである。

第二に、教員の分限についてである。教員は刑法の宣告・懲戒処分・教員審査委員会の結果、あるいは心身の故障（都道府県教育委員会・地方教育委員会・大学教授会が決定）・定員改正による過員が生じた場合によるのでなければ、その意に反してその職を免ぜられることはないとして規定された。しかも、心身の故障に関しての決定については不服申立て制度がある。また、休職・減俸・転職については懲戒処分などによる場合のほかは、その意に反して命ぜられることはないとしてされた。

第三に、教員は「全体の奉仕者として、国民に対しその責任を果たさなければならない」と規定され、天皇への忠誠義務を使命とする官吏＝教員に代わり、国民に奉仕する教員像に転換した。教員が「全体の奉仕者」として位置づけられたのは、当然のことながら憲法第15条2項の公務員の全体

の奉仕者性を受けたものであった。また、「教員の研究の自由はこれを尊重し、何人もこれを制約してはならないこと」と明言され、あらゆる学校段階における教員の研究の自由が原則的に保障されたことを示すものである。これを確認したうえで、「教育に当っては教育の目的に照らし各級の学校により自ら一定の制約の存することは認めねばならないこと」がつけ加えられた。

注目すべき点は、教員の研究の自由を実質的に保障するために、「俸給」の項目で、「その職務の性質に鑑み、教員には職務俸として政令の定めるところにより一定額以上の研究費を支給すること」が明記されたことである。教員にたいする研究費の支給という財政的裏付けをもって「研究」を保障していこうとする前進的な面が看取される。これと関連して、教員は一定の勤務期間の後、「現職俸給のまま再教育又は視察その他の研究のため、学校その他の研究機関に入り若くは内外の留学視察により自由研究をする期間が与えられること」とされ、研修制度の充実を主張している。

② 教員の適格審査及び労働基本権の制限規定

以上の進歩的な規定がみられる一方、教員の適格審査及び労働基本権の制限に関する規定がみられるのも「要綱案」の特徴である。

教員の身分保障、休職・減俸・転職の制限等、教員の分限規定について明確に定められている反面、「教員の審査」の項目では、弱朽教員の整理・教員配置の不適正排除のため、任命後七年毎に教員審査委員会の審査に付すことが定められた。特に、教員審査委員会は、(1)心身の衰弱により教師の使命を達成することが困難なこと、(2)その他教員として著しく不適當なこと、以上二点について審査することになっていた。

また、労働基準法・労働組合法・労働関係調整法、いわゆる労働三法の教員への適用については否定的な見解を示しているのが「要綱案」の大きな特徴である。

一八．労働基準法の適用除外

教員については労働基準法の規定は適用されないものとする

二〇．労働組合法の適用除外

教員は、労働組合法による労働組合を組織し又はこれに加入することはできないも

のとする事

二. 労働関係調整法の適用除外

教員については、労働関係調整法の規定は適用されないものとする事

さらに、職能団体の色彩が濃厚な「教員連盟」を通じて、その権利を行使すべきであるというのが「要綱案」の趣旨である。「要綱案」でいう「教員連盟」とは、(1)知能の研磨、徳操の涵養及び社会奉仕の向上、(2)教育制度の改革、教育内容の充実及び学校運営の民主化、(3)福祉増進及び相互扶助、以上三点を達成目標とする自発的な自治的団体として位置づけている。また、「要綱案」は、教員連盟について団体交渉権及び団体協約の締結権を認めるものであるが、「教育を停廃せしめる争議行為をすることはできないものとする」としている。

以上のことから「要綱案」は、教員については労働法の適用除外を規定し、労働者としての基本的権利の制限もしくは規制を目的とするものである。さらに、第6特別委員会の報告「教員身分法（仮称）制定に関する要綱」を検討したが、そこでは教員の労働基本権については見解の相違がみられ、「複数意見」の形で総会に提出されたものであった。それが、この「要綱案」では、教員の労働基本権の制限という統一的な見解としてとりまとめられたのは、ゼネスト体制の一角を担い、政治闘争の色彩を強く帯びた教員組合運動を鎮静化する措置として考えられたからであろう。そればかりではない。むしろ、文部省・教刷委が教員の労働基本権を否認したのは、教員の労働者性を否定した「教師聖職論」が支配的なイデオロギーとしてその内部を占めていたためであると指摘できる。そのために、もともと教員の労働組合を受け入れることができなかったといえる。

戦後結成された教員組合は、その闘争を通じて構成員たる教員の“教育労働者”意識を急速に高めたが、一方、為政者の教師観は、「教師聖職論」が主流を占めていた。しかも、「教師聖職論」を基調とする文部省・教刷委の「上からの教育改革」が強力に推進されたことで、教員大衆の要求と矛盾・対立をひき起こしたのであった。しかし、教育労働運動のうねりのなかで文部省は、譲歩しなければならぬところまで追い込まれ、これは、

文部省と教員組合との間で締結された労働協約に端的に象徴された。

(2) 労働協約の締結と法案の内容修正

労働協約締結前の教員身分法案は、教員の任用、分限等の手続を明確にしたうえで、研究の自由の保障や研究費の支給を考慮する等、教育権の独立に通じる条項がみられる一方で、教育労働者としての労働三権の否認がみられた。ところが、このような性格をもった教員身分法案は、教員組合と文部省との間で労働協約が一旦締結されると（1947年3月）、その法的性格が実質的に変更する。

まず、労働協約締結直後の教員身分法案（4月15日）は、「一八. 労働基準法の適用排除 教員については労働基準法の規定は適用されないものとする事」、「二〇. 労働組合法の適用排除 教員は、労働組合法による労働組合を組織し又はこれに加入することはできないものとする事」、「二二. 労働関係調整法の適用排除 教員については労働関係調整法の規定は適用されないものとする事」の三項目が朱筆で抹消され、ここに労働協約の締結の影響があるといえる⁽³⁵⁾。ただし、教員の争議行為については禁止しており、この点は締結前の法案と同じである。その後、4月28日の教員身分法（学校教員法）要綱案は、労働三法の教員への適用除外規定自体がなくなり、教員の争議行為禁止条項も撤廃されている⁽³⁶⁾。

以上のことから、労働協約の締結という既成事実が、法案のなかの労働三法の適用除外条項を撤廃させることになり、そのことは、締結前の教員身分法案を積極的な教員の地位・権利保障法に転化させる意義を有していたといえよう。ところが、教刷委は文部省が教員組合との間で締結した労働協約について否定的な見解を示し、その後も従来からの方針である教員の労働基本権の否認を固持するのであった。

(3) 労働協約締結をめぐる教刷委・文部省と教員組合の確執

まず、労働協約締結直後の教刷委第27回総会（1947年3月14日）において、渡辺鏡蔵委員は、「この内容を見ますと、全く労働組合というよりは教育者連盟としてこの委員会で考えて実現を図っておりましたものがこの協約書の中に盛り込まれるのみならず、教育行政法の中に入って来る地

方教育委員会の権限のようなものまで、この協約書の中に入っておるのであります。こういうものができて、この教育委員会（注一教刷委）と別にこういうことを決めておしまいになれば、我々の委員会は全く不必要になって来るのであります³⁷⁾」と述べ、締結された労働協約を受け入れることができないことを示した。

このように、教刷委内部では文部省と教員組合との間で締結された労働協約について批判的見解がだされ、それは、第30回総会（4月4日）で採択された「文部大臣と教員組合との間に締結した労働協約について」のなかで集約的であられた。これは、同年3月、文部大臣と全教協ならびに教全連との間に締結された労働協約は、同委員会の方針と異なるとしたうえで、「政府は教育行政組織並びに教員の身分待遇及び教育者連盟に関する本委員会の決議の趣旨に基きて適当に善処し、速かに教育行政の民主化並びに教員の身分待遇の適正化及び智能の研磨徳操のかん養等教員の職能の向上の実現方に努力せられむことを望む³⁸⁾」とするものであった。ここでいう、「本委員会の決議の趣旨」とは、同日採択された「教員の身分待遇及び職能団体に関すること」を指した。

同文書のなかには、以下に示すような教員組合とは別に教育者連盟（仮称）という職能団体の育成、そして教員組合の争議行為にたいする否定的見解をあらわす規定があり³⁹⁾、明らかに労働組合法による教員組合の奨励・育成策をとるものではなかった。

三. 教員は、その特殊な身分に基き労働組合法による組合とは別に、職能団体として左のような教育者の団体（仮称教育者連盟）を作ることが望ましい。

1. 目的

教育者としての品位を保ち、研究と修養に励み、教育者相互の切さと扶助により、職能の向上と福祉の増進を期し、学生及び社会への貢献をはかり、以つて教育の振興に寄与すること。

2. 組織

（略）

3. 構成員

（略）

4. 教員身分法との関係

右の目的、組織、構成等については簡明に教員身分法の中に規定すること。

（以下、略）

四. 教員が教育者連盟とは別に労働組合法による教員組合を組織することは妨げないが、教員組合が止むを得ず争議行為を行う場合においても、なるべくストライキはこれを回避することが望ましい。

また、教刷委内部にある労働協約締結にたいする批判は厳しく、すでに建議前には文部省をして次のような地方長官宛の電文を寄せさせていた（4月1日）⁴⁰⁾。

先般文部大臣が教員組合と締結した、労働協約について疑義を持つ向もあるので、急ぎ何分の指示をするから未だ協約を締結しない向は勿論既に締結した向も右指示を参照の上協約の締結並にその運営に慎重を期せられたい、尚協約を終りたるや否やを折返し電信にて報告ありたい。

続いて4月5日、文部省はさきに締結した団体協約の条文解釈に関して組合側に文書を提示した⁴¹⁾。文書は、1.協約の授業時間1日4時間の「基準」は、「目標」の意味である、2.業務協議会における教育予算、業務刷新に関することは、教員の待遇の改善および地位の向上に関連する範囲で協議する、3.人事に関する事項は本人の意志に非ざる転任および退職のほかは一般的基準につき協議する意味である、4.有効期間1ヶ月前に改廃の意志表示がないときは、さらに6ヶ月間有効である。また、改廃の意志表示があった場合でも新協約が成立するまでは有効であるが、それはできるだけ速かに改廃を行なって新協約にかえる趣旨である、5.協約はクローズドショップを承認したものではない等を明記したもので、協約の解釈に際し、文部省が大きく後退したことを示すものであった。

組合側は、この「文部省の一方的解釈に」批判的見解を示し、「両者の協議決定にまたなければ正式に効力を発するものではない」との見解を明らかにした。その後、文部省と全教協・教全連との間で協約の解釈について協議が行なわれ、4月

22日、労働協約は正式調印となり、23日、団体協約についての解釈に関して両者の協議決定がなされた⁽⁴²⁾。それによると、①授業時間4時間については「目標」とし早急にその実現を図ること、②業務(教育)協議会における協議事項のなかに教育民主化に関連することを含めること、③人事に関する事項は本人の意志に非ざる転任および休退職のほかは一般的基準および重要事項につき協議すること、④協約の有効期間に関することは文部省案と同趣旨、⑤クローズドショップを承認したものではない等とされた。同協約は、その後、日本教職員組合(1947年6月8日結成)にうつがれていくこととなった。

さて、この間、こうした文部省・教刷委の動向にたいして、全教協及び教全連は協同で「声明書」を発表(4月15日)、翌日、両組合代表が安倍能成教刷委委員長に手交した。「声明書」の趣旨は、教刷委が建議した方針は労働協約を否認し、教員の労働基本権と運動にたいする妨害であるという厳しい内容であった⁽⁴³⁾。さらに、4月21日には、教刷委の建議にたいして、全教協は機関紙「週間教育新聞」のなかで、「教組運動へ俄然反動攻勢現る 教育刷新委員会が建議 団協破棄を企む 文部省の背信へ全教協、教全連起つ」と題して批判した⁽⁴⁴⁾。

以上の検討から、労働協約の締結後、文部省内で構想されていた教員身分法案は、教員の地位・権利を保障する積極的な立法案へ転化していった。これは、協約の締結という事実が、教員の労働者性を端的に示すものとなり、法案のなかの労働三法の適用除外の条項が事態の流れと反することになったために撤廃されたとみるべきであろう。また、協約の締結後、文部省にたいする教刷委の批判的見解から同委員会内における教員の労働者観は、文部省のそれよりも厳しいものであった。

V. 結 語

以上、本稿では戦後初期において構想された教員身分法が、教育労働運動の高揚を契機に本格的な立案作業に着手されてきた一連の過程を考察してきた。ここでは、それらの考察から戦後教育労働運動の闘争の結果締結された労働協約が、文部省及び教刷委内で構想中の教員身分法の法的性格

を実質的に変更させたという事実の意義を総括することでまとめとしたい。

教員組合と文部省との間で締結された労働協約は、単に教員組合の闘争解除のための文部省の妥協の産物として位置づけられるものではなく、文部省を協約締結にまで追いつけた教員組合が闘いとった具体的法制度としての意味をもつものであった⁽⁴⁵⁾。しかも、労働協約締結の事実、文部省・教刷委内で検討されていた教員身分法の法的性格を実質的に変更させる大きな力となり(法案中の教員にたいする労働三法の適用除外規定の撤廃)、教員の地位・身分保障を担う積極的な法案へと転化させる契機となった。そのことはつまり、GHQの対日政策を背景に“教育労働者”として自己規定した教員(組合)が闘争し獲得した労働協約が政策レベルの構想・計画を実質的に変更させた強力な運動であったことを端的に示すものであった。その意味では、労働協約の締結は、他の労働者に支えられつつ教員大衆が自らの手で獲得した労働法制に基づいた身分保障制度であるばかりではなく、戦後教育改革における政策立案・実施ルート以外で展開されたひとつの改革主体であったわけであり、その意義は看過できないものがある。これこそまさに、政策立案・実施ルートを改革主体とする「上からの教育改革」にたいする教育労働運動側からの「下からの教育改革」と呼ぶのにふさわしいものであったといえる。

本稿では、以上の指摘をするにとどまざるを得ないが、政策立案・実施ルートに少なからず影響を与えた戦後初期における教育労働運動のもつ意義を一定程度明らかにしたのではないと思われる。今後の課題は、教員の身分地位保障に関して積極的な法案としての体裁を整えた教員身分法が、いかなる過程を経て「教育公務員特例法」として立法化されたのかを論及していきたい。

<注>

- (1) 安倍能成著『戦中戦後』白日書院、1946年、P 102.
- (2) 日本教職員組合編『日教組十年史』1958年、P 33.
- (3) 同上、P 31. ちなみに、学校管理闘争に関しては、全日本教員組合協議会闘争史編集委員会

- 編『教員組合運動史—教育労働戦線の統一まで—』あゆみ出版、1948年、P 17～19及び『日教組十年史』P 31に詳しい。
- (4) 「第90回帝国議会貴族院」1946年6月24日（近代日本教育制度史料編纂会編纂『近代日本教育制度史料』第31巻、講談社、1958年）P 392
- (5) 「第90回帝国議会貴族院」（1946年6月24日）における吉田茂首相の答弁。同上、P 414～416。
- (6) 日本教育労働組合機関紙「教育労働」1946年7月10日。
- (7) 日本教育労働組合機関紙「教育労働」1946年7月17日。
- (8) 山村義男「対日労働管理の変遷」（『思想』No 348、1953年6月号、所収）P 147。
- (9) 日教労及び都教協の労調法案反対声明が発表されたのちも、田中文相は第90回帝国議会衆議院（1946年7月16日）において、「教員ガ争議行為ヲナスコトガ不適當デアルト云フコトニ付キマシテノ私ノ信念ハ微動ダモ致シマセヌ」と発言している。前掲、『近代日本教育制度史料』第31巻、P 431。
- (10) 田中耕太郎「教育者の使命」（『教育公論』1946年11・12月号、所収）P 6～7。
- (11) 田中は、教員の学校外における政党・政治活動を基本的に認める立場にあったが、それは、文部省内においても同様にみられる見解でもあった。例えば、有光次郎（文部省教科書局長）の1946年2月6日（水）のメモによれば、「教授ガ校外デ共産党ノ宣伝スルコトヲ禁ズルコトハ困難、校内ニテハ嚴重ニ取締ルコト。校内ノ政治教育討論会奨励ハ公民教育ガ主眼ニシテ、具体的ナ政党ノ政策、候補者ノ批判ヲ指向スルモノニ非ズ」とある。木田宏監修『証言戦後の文教政策』第一法規、1987年、P 203。
- (12) 田中耕太郎「教育行政官及教育者の性格その他—地方教学課長会議での訓示要旨—」（『文部時報』第827号、1946年4月、所収）P 8。
- (13) 同上、P 8。田中耕太郎「教育と世界観」（『中央公論』1946年4月号、所収）P 23～25。また、田中耕太郎文書「教育改革私見」（1945年9月作成）のなかには、「教育を政治より分離し、教育制度を政党政派の対立及び勢力関係の影響外に置くこと—此の為に教育に憲法上司法権に与へられたる独立の地位を保障する取扱を為すこと」とある。日本教育法学会年報第4号『地域住民と教育法の創造』有斐閣、1975年、P 222。
- (14) 「日本教育家ノ委員会ニ関スル件」（昭和21年1月9日連合国軍最高司令官総司令部発350号—民間情報教育部—終戦連絡中央事務局經由日本帝国政府宛覚書）前掲、『戦後日本教育史料集成』P 64。
- (15) 同上、P 65～74。
- (16) 同上、P 130～200。
- (17) 石山修平「教育者と政治」（『教育公論』1946年8月）P 8～9。また、石山は、「教員は一人の国民としては、特定の政党に加入することも、それを支持することも、全く自由である」としながらも、「教員たる資格においてはすべての政党に対して全く公平な、不偏不党の態度を取らねばならない。教員たる立場において一党一派に偏するならば、それは児童生徒に対しても、その一部に味方して他に敵対することとなり、教員の教育活動そのものを破滅に導くことになるであろう」と論じ、実質的に教員の政治活動を否定している（石山修平著『民主教育論』河出書房、1948年、P 178）。
- (18) 「教育刷新委員会第3回総会議事録」1946年9月20日（中谷彪編著『教育基本法の成立過程』タイムス、1985年）P 140。
- (19) 1946年8月28日に設置された文部省大臣官房審議室は、戦後教育立法の立案及び教刷新関係の事務担当の二つを任務とした。審議室長は、初代、辻田力（1946年8月28日～9月3日）、二代関口隆克（1946年9月3日～12月3日）であり、審議室廃止、調査局設置以後の審議課長は、関口隆克（1946年12月4日～1947年1月17日）、岡田孝平（1947年1月18日～2月14日）、西村巖（1947年2月15日～7月23日）と続く。なお、教員身分法の担当は宮地茂文部事務官であった。
- (20) 「教育基本法定制に当って考慮すべき事項」は、教育の機会均等、女子教育、義務教育（年限の延長）、政治宗教教育、学校教育の公共性、教育行政、その他の財政上の措置の構成となっている。なお、同文書は（鈴木英一著『教育行

- 政』東京大学出版会，1970年，P 237～239）のなかに全文収録されている。
- (21) 国立教育研究所附属教育図書館蔵「戦後教育資料」V-23。
- (22) 前掲，『教育行政』に全文収録されている（P 286～289）。
- (23) 「教育刷新委員会第1特別委員会第11回会議速記録」1946年11月22日（前掲，『教育基本法の成立過程』）P 199。
- (24) 「教育刷新委員会第1特別委員会第11回会議速記録」1946年11月1日，同上，P 194。
- (25) 田中二郎が教員身分法に関わっていたことについては，田中二郎「教育基本法の成立事情」を参照のこと（日本教育法学会年報第3号『国民の学習権と教育自治』有斐閣，1974年。鈴木英一編『教育基本法の制定』学陽書房，1977年，所収）。また田中二郎は，教員身分法の構想は田中文相の考え方に負うこと大で，官公私立学校教員を一括して取り扱い，教職の特殊性から特別の法的規制をすべきだという考え方をもっていたと述べている。
- (26) 海後宗臣編『教員養成』東京大学出版会，1971年，P 364～365。
- (27) 教刷委第6特別委員会の委員は次のとおり。委員長（主査）渡辺鏡藏（元東京商工会議所理事），務台理作（元教育研修所所長兼東京文理科大学教授），関口鯉吉（元東京天文台長），牛山栄治（牛込第一中学校長），田島道治（宮内府長官），名倉愛吉（高田中学校長），木下一雄（東京学芸大学長），臨時委員児玉九十（元明星高等学校長），以上8名。文部省『教育刷新審議会要覧』1952年，P 126～127。
- (28) 「教育刷新委員会第11回総会議事録」1946年11月15日（前掲，『教育基本法の成立過程』）P 151。
- (29) 「教育刷新委員会第12回総会議事録」1946年11月22日。同上，P 151。
- (30) 前掲，『教員養成』P 370。
- (31) 同上，P 371～372。
- (32) 全国教員組合協議会機関紙「週間教育新聞」1947年1月6日。
- (33) 国立教育研究所附属教育図書館蔵「戦後教育資料」V-22。全文はすでに，永井憲一<資料「教員身分法案要綱案」「学校教師（員）身分法に関する問題点」など>（立正大学法学研究室『立正法学』第8巻第3・4号，1975年）に掲載されている。永井憲一は同論文のなかで，「教員身分法案要綱案」は，「昭和21年9月から10月頃にかけて作成された」と判断しているが，しかし，「教員身分法（仮称）制定に関する要綱」（1946年12月27日）よりも教刷委の見解が統一されたものであると考えられ，また，法案としての体裁が整っているので，「要綱」よりものちに作成されたものであると推定すべきである。
- (34) 注（25）を参照。
- (35) 「教員身分法案要綱案」（『刷新委員会関係諸資料』1946年9月起，所収）国立教育研究所附属教育図書館蔵「戦後教育資料」Ⅲ-39。
- (36) 「教員身分法（学校教員法）要綱案」同上，所収。
- (37) 羽田貴史「教育公務員特例法の成立過程（そのⅡ）」（『福島大学教育学部論集』第34号，1980年）P 24。
- (38) 文部省『教育刷新審議会要覧』1952年，P 36。
- (39) 同上，P 35～36。
- (40) 全日本教員組合協議会機関紙「週間教育新聞」1947年4月21日。
- (41) 同上，P 119。
- (42) 「教員組合との団体協約についての解釈」1947年4月23日 発学 127号 学校教育局長より地方長官宛の通達（文部省大臣官房総務課『終戦教育事務処理提要』第四集，1950年）P 81～82。
- (43) 全日本教員組合協議会機関紙「週間教育新聞」1947年4月21日。
- (44) 同上。
- (45) 詳細は，拙稿「戦後教育改革における教員身分保障制度成立に関する研究（Ⅰ）—労働協約の締結過程と内容分析を中心に—」（熊本大学教育学部教育制度・学校経営研究室『教育行政学研究第2号』1993年1月，所収）参照。

〈年表〉 教員身分保障法制度の形成過程

文相	教育立法による法制度	労働法による法制度
前田多門		1945. 12. 22 労働組合法公布
安倍能成		
田中耕太郎	1946. 9. 25 学校教師身分法要綱案の作成（官房審議室） 9. 29 学校教師（員）身分法に関する問題点 12. 6 （教刷委第6特別委員会発足） 12. 20 第6特別委員会中間報告 12〔推〕 教員身分法案要綱案 1. 中旬	1946. 9. 27 労働関係調整法公布
高橋誠一郎	1947. 3. 31 （教育基本法公布） 4. 4 教員の身分待遇及び職能団体に関すること 文部大臣と教員組合との間に締結した労働協約について（教刷委建議） 4. 15 教員身分法案要綱案 4. 28 教員身分法（学校教員法）要綱案 5. 13 教員身分法（学校教員法）要綱案 5. 20 教員身分法（学校教員法）要綱案 5. 23 教員身分法（学校教員法）要綱案 5. 26 教員身分法の構想 6. 5 教員身分法（学校教員法）要綱案	1947. 1. 31 2・1スト禁止声明 3. 8 労働協約締結（全教協） 3. 11 労働協約締結（教全連） 4. 7 労働基準法公布
森戸辰男	7. 14 国立・公立学校教員法要綱案 8. 19 表題なし 8. 25 国立公立学校教員法要綱案 9. 8 国立公立学校教員法要綱案 9.〔推〕 国立、公立学校教員法の構想 12. 27 教育公務員法案 1948. 6. 28 教育公務員の任命等に関する法律案 7. 10 教育公務員の任命等に関する法律案	1948. 7. 22 公務員スト禁止に関するマ書簡 7. 31 政令 201号 8. 11 文部省、政令 201号に基づき労働協約破棄を通告
下条康磨	11. 5 教育公務員特例法案 12. 8 教育公務員特例法案 1949. 1. 12 教育公務員特例法公布	

注 1. 北神正行「戦後日本における教員身分保障制度史研究—労働協約締結直後の教員身分法案の分析を中心に—」（筑波大学教育学系『教育学系論集』第8巻1号，1983年所収，P 45），羽田貴史「教育公務員特例法の成立過程（そのⅡ）」（『福島大学教育学部論集』第34号，1980年所収，P 22）をもとに作成。

注 2. 〔推〕は羽田貴史の推定による。